

家光政権期江戸城と江戸の防衛——城門警衛と消防制度の成立——

松尾美恵子

はじめに

江戸城と江戸の研究のなかで、防衛体制、守衛組織に関するものは少ない。幕府の直轄城である大坂城や駿府城については、城代・在番・加番の制度や、大塩の乱等非常時における対応なども検討されているのに、⁽¹⁾ 將軍の膝元である江戸城とその城下の防衛体制、守衛組織に関する研究があまりなされてこなかったのはなぜだろうか。

考えられる点を二、三挙げるとすると、第一に、江戸には常時將軍がおり、將軍を守護する体制は幕府の役職制度として成立している。例えば江戸城内においては將軍直屬軍隊としての番方、日常的に將軍の身辺を守る奥向き役人、江戸城下については町方を管轄する町奉行に関する研究でそれは充足されているので、この問題についてとくに意識されることがない。第二に、平和が長く続き、江戸は武士より町人が主役の町となった。江戸の軍事・防衛の問題は大名との間に緊張関係があった江戸初期と幕末期を除いて、とくに意味をもった課題ではない。第三に、江戸の危機管理の問題に関しては、主に「江戸の華」といわれた火事について早くから研究がなされ、その消防体制の問題が江戸の社会構造と関連づけられて、研究を深化させてきており、⁽²⁾ 共通の課題と認識されている。といったことなどである。

しかし、將軍は常時江戸城にいたわけではなく、上洛（初期と幕末に限られるが）や日光社参などで江戸を離れることもあった。また近郊に

鷹狩りに出かけたり、寛永寺・増上寺への参詣や、家臣の屋敷への御成等、城を空けることは随時あり、その將軍の動きと諸役職との関係、その際の江戸城と江戸の防衛の問題はもつと検討されてしかるべきである。そもそも城は防衛の拠点であり、なかなしく江戸は、大名・旗本が参勤する武家の都であることを前提にして、その特質を考えなければならぬ。いし、危機管理についても、地震、水害といった自然災害への対策・政策（防災）、牢人の騒乱、諸事件、打ちこわしなどへの対応も含めて考察する必要がある。

勿論これまでも、江戸城とその城下の防衛に関する研究が皆無であったわけではない。幕府の留守職制の成立過程をたどった拙稿、⁽³⁾ 大名役の門番・火之番を参勤交代制との関連で考察した論考、⁽⁴⁾ 門番警衛が人宿により担われていたことを解明した論考、⁽⁵⁾ 武家方辻番を都市居住者の役としてとらえた研究⁽⁶⁾などがその主なものである。本稿はこれらの研究を参考にしつつ、江戸城とその城下の防衛体制を検討しようとするものである。

ただし、大きな課題であるため、本稿では検討する時期を三代將軍家光の時代に限定したい。秀忠から家光に実質的に代替わりした寛永九年（一六三三）から、死去する慶安四年（一六五一）までの期間である。この時期は参勤交代制が確立し、老中制をはじめ幕府の政治組織が整えられた頃とされている。江戸城も、寛永十三年（一六三六）に外郭が出来上がり、郭内の範囲が拡大した時期に相当する。⁽⁸⁾

また具体的に検討する事柄を城門警備と消防制度の問題に絞りたい。従来江戸城の門番制度、火消制度の研究は別個に行われ、ともに成立過程への言及は少ない。本稿ではこの二つの問題を同時に取り上げ、戦国の記憶の残る一七世紀前半の、江戸城とその城下の防衛のありようを捉えたい。

一 門番制度の成立

本節では江戸城門番の成立期の状況を明らかにする。門番に言及した従来の研究では、針谷氏が宝永期（一七〇四）の武鑑に掲載されている門番配置を明らかにされ、筆者も明暦の大火のあと、江戸城本丸御殿が再建されてのち、万治二年（一六五九）はじめて外郭諸門に門番が配置されたことに注目した。¹⁰しかし、城内に入る門である大手・西丸大手・内桜田三門や、内郭諸門の門番の初期の状況については、慶長・元和期はもとより、寛永期についても明らかではない。そこでここでは専ら家光政権期における江戸城の門番の存在を確認したい。

〔史料1〕 「江戸幕府日記」（姫路酒井家本）（以下「日記」と略す）

寛永九年八月六日条

- 一 御本丸御門番 松平出雲守（勝隆・大番頭・六五〇〇石）¹¹
- 一 二之丸御門番 坪内玄蕃（家定・鉄炮頭・六五三〇石余）
- 阿部（倍）四郎兵衛（重信・弓頭・一〇〇〇石）
- 青山大蔵少輔（幸成・二万六〇〇〇石）
- 〔史料2〕 「日記」 寛永十二年正月朔日条
- 一 大手御門番 阿（安）部撰津守（信盛・大番頭・五二五〇石余）
- 御本丸御門番 松平縫殿助（真次・大番頭・三〇〇〇石）
- 依田肥前守（信政・二五〇〇石）¹²
- 二丸御門番 久永源兵衛（重知・先手弓頭・三三二〇石）

一 同朋部屋口御番 布施孫兵衛（重直・弓頭・七二〇石余）

一 大手御門番 本多豊前守（正貫・八〇〇〇石）¹³

〔史料1〕は「日記」に登場する「門番」のもっとも早いものである。寛永九年八月六日、江戸城本丸御殿で江戸参向の公家衆への御振舞（饗応）があり、この日の役割分担の記事の末尾にこの「門番」が出てくる。本丸の門は大番頭、二丸の門は鉄炮頭・弓頭と、幕府直属軍隊が警備し、大手門には秀忠付年寄であった青山幸成が配備されている。〔史料2〕は寛永十二年正月朔日の年頭儀礼日の門番である。本丸・西丸門番が二人ずつ配置されているが、やはり大番頭や弓頭である。この時は同朋部屋口にも番が置かれている。

「日記」には、一々挙げないが、こうした門番・御番の記事が、家光政権期を通して出てくる。そしてそれは、この公家の饗応、年頭の御礼日のほか、朝鮮通信使の登城（寛永十三年十二月十三日）、天海の登城饗応（寛永十七年六月十三日）、琉球の使者の登城饗応（寛永二十一年六月二十五日、同年七月十二日、慶安二年九月初日、同年九月二十五日）など、朝廷や外国の使節等を迎える国家的な儀礼日に限って出てくる。その際門番・御番が置かれた門は、本丸・二丸、大手門のほか、蓮池門、堀重門（屏中門）、中口（中之口）・御台所口等で、本丸・二丸の門には本番のほか加番も置かれたことがわかる。

尤もこのような形で「日記」に出てくるのは儀礼日に警備を担当した門番・御番であり、平時の警備については記載がない。ただその手がかりは寛永二十一年（一六四四）琉球の使者が江戸城に登城したときの警備配置の史料に求められる。

〔史料3〕 「日記」寛永二十一年六月二十五日条

- 御番所之次第
- 一 御本丸御門番 本 上野阿波守（貞當・書院番頭・二〇〇〇石）

加 水野石見守(忠貞・書院番頭・三五〇〇石)

一 堀重門御台所口・中口御番 大久保勘三郎(忠良・弓頭・二二〇〇石)

但、大広間へ不見様堀重門之方ニ錯置之

一 二丸御門番 本 坪内宗(惣) 兵衛(家定・鉄砲頭・六五三〇石余)

加 榎原飛驒守(職直・先手鉄砲頭・二五〇〇石)

一 大手御門番 渡邊図書助(宗綱・百人組頭・三七〇〇石余)

一 大手下馬御門 久世三四郎(広當・百人組頭・七一〇〇石余)

是ハ松平越中守(定綱・伊勢国桑名城主・二万石) 家来雖為当番、
琉球人出仕之内ハ三四郎勤番之、琉球人退出之後如元越中守
家来へ番所引渡之云々

一 下馬夕松平伊与守(忠昌・越前国主) 前迄之道筋、布施孫兵衛(重直・弓頭・二二〇〇石)・本多百介(信勝・弓頭カ・二三三〇石余 馬乗同心^并徒同心召列、見廻之)

琉球使者の登城日、本丸の門は書院番頭、二丸の門は鉄砲頭、大手門と大手下馬御門の警備は百人組(鉄砲組)が担当している。大手門は下乗門、大手下馬御門は所謂大手門である。傍線部に注目しよう。大手下馬御門は伊勢国桑名城主松平定綱の家臣が当番であるが、琉球の使者が城内にいる間は百人組頭久世広當が勤番し、使者の退出後、もとの如く定綱の家臣に番所を引き渡すとある。

同様な記事は他にも見出せる。琉球の使者が帰国の挨拶のため登城した同年七月十二日の「日記」には「本多内記(政勝・大和国郡山城主・一万五石) 雖為当番、琉球人出仕之間者(坂部) 三十郎(広利・百人組頭・五〇一〇石余) 勤仕之、而使退出之後、内記家来江御番所引渡之云々」とあり、慶安二年九月朔日条にも「大手下馬御門番、是者御譜代大名之家来雖令勤番、琉球人御礼之内百人組ヨリ勤之、琉球人退去之後本番へ渡之一」とある。

これらの記事から、寛永末年〜正保期、大手下馬御門(所謂大手門)には、平時、一〇万石以上の譜代大名の勤役としての門番が置かれ、交代で勤務していた⁽¹⁵⁾こと、番所に家臣が詰めていたことが判明する。但し、幕府は儀礼日には、大名の大手門番に代えて百人組を配置した。百人組は各組に一〇〇人ずつの鉄砲同心が付けられており、軍事力で大名の門番の比ではなく、また軍事的規律・統制という面においても勝っていたのであろう。

このほかの城内の門については、寛永二十一年六月二十五日・七月十二日両日とも本丸の門(中雀門)は書院番、大手の門(大手三之門)の番は百人組が警備している。その配置は後年の制度と同じである。城内の門衛制度もこのころにはほぼ固まり、儀礼日も平時と同様の勤務体制がとられたものと推測される。

なお、「史料3」からは、鑓は儀式が行われている大広間からは見えないよう、堀重門の方に置くようにといった指示があったことがわかる。平和友好の琉球使節に対し、武力をむき出しにしない配慮であろう。また大手下馬から松平忠昌の屋敷の前まで、先手鉄砲頭の馬乗同心(与力)・徒同心が巡回している。七月十二日も同様で、儀礼日の警備は城内にとどまらなかったのである。

このように、少なくとも寛永末年、譜代大名の勤役による大手門番が置かれていたことが確認できたが、それは大手門に限らなかった。次に史料を提示したい。

〔史料4〕⁽¹⁷⁾

正保二酉年

一 外桜田御門番被蒙 仰^ニ付、左之通被 仰出
一 本番所、侍五人、内物頭彦人、何^茂羽織、徒士もの式人、内徒士目付彦人、次之間、足軽五人棒十本、御門之下、足軽五

人棒五本、早繩、升形之内番所、足輕早繩、長柄之者拾五人
番所之内ニ置

御番所道具之覺

- 一 鉄砲拾挺 狸々皮袋とらん
火繩御衆入
- 一 玉箱 貳荷
- 一 矢五十 根共ニ
- 一 長柄十筋 鍵印有り
- 一 棒 三十本
- 一 小提灯 五つ
- 一 小行燈 三つ
- 一 手桶 百
- 一 釣瓶 五
- 一 棕櫚箒 二本
- 一 もつかう 棒共ニ五ツ
- 一 鍬 五挺
- 一 提灯掛 二十
- 一 むしろ 二十枚
- 一 まく 壹対
- 一 水風爐 壹ツ
- 一 水こほし 壹つ
- 一 ひしゃく 壹
- 一 茶水桶 壹荷
- 一 水さし 壹ツ
- 一 蜘蛛のいとり 二本
- 一 同御番所^三につくはい申候御衆
- 一 持筒式挺 黒羅紗袋入
尺八玉繩袋御衆
- 一 弓 五張 鞞 五袍
- 一 矢 五拾入 弩俵 二ツ
- 一 三ツ道具 三本
- 一 大提灯 二十五
- 一 大行燈 三ツ
- 一 水溜桶 四ツ
- 一 かいけ 二十
- 一 長柄柄杓 三本
- 一 草箒 五本
- 一 竹箒 十本
- 一 はしこ 式丁
- 一 へりとり 十枚
- 一 早繩 十筋
- 一 屏風 一双
- 一 茶碗 三ツ
- 一 ちやせん 壹ツ
- 一 なつめちやしやく共 一つ
- 一 すみとり 壹つ
- 一 たはこ盆 二組
- 一 ちりとり 二つ

- 一 尾張大納言(義直)様
- 一 尾張宰相(光友)様
- 一 水戸中納言(頼房)様
- 一 水戸中將(光圀)様
- 一 保科肥後守(正之)様
- 一 酒井讚岐守(忠勝)様
- 一 酒井河内守(忠清)様
- 一 阿部豊後守(忠秋)様
- 一 朽木民部少輔(種綱)様
- 一 松平(浅野)岩松(綱晟)様
- 一 松平伯耆守(信久)様
- 一 黒田左京佐(光之)様
- 一 秋田河内守(後季)様
- 一 紀伊大納言(頼宣)様
- 一 紀伊宰相(光貞)様
- 一 松平右京大夫(頼重)様
- 一 松平越後守(光長)様
- 一 井伊掃部頭(直孝)様
- 一 堀田加賀守(正盛)様
- 一 松平伊豆守(信綱)様
- 一 阿部对馬守(重次)様
- 一 松平(浅野)安芸守(光晟)様
- 一 松平山城守(忠国)様
- 一 松平(前田)筑前守(光高)様
- 一 北条出羽守(氏重)様
- 一 秋田安房守(盛季)様
- 一 同御番所^江 殿様より出ル御法度書
- 一 御成之儀能々承合、万事念ヲ入可申候、御門之外^江出候者早々
追遣り、内^江入候者近辺たまり不申候様ニ可仕事
- 一 御成暮候^而還御之時、無油断提灯とほし、土手杯念を入見分
致し可申事
- 一 御門之前後掃除油断仕間敷候、はき候^而水打可申事
- 一 五人之者^并歩行之者、折々御門番見廻可申候、かぶき御門之
外切々足輕出し見セ可申候、御門内外立とまり在之者ハ、御
番所之前^而候間御通候様ニと断申、滞不申候様ニ可仕事
- 一 御年寄衆^并書付之分御通候時、内外御番所之者罷出、つくは
い可申候、其外^ニ御番所^ニ罷在候同様心得可仕事
- 一 通り候衆御直衆慮外仕間敷候、下々^ニ下懷仕間敷候、聊か

さつかましく仕間鋪事

一 夜中人通様子承届滞無之様ニ可仕候、夜更候而請挨拶いかニも軽く致、通し可申候事

一 朝六ツ時ニ則御門明ケ候事

一 火事地震之時之事

一 御番所三なかまの口論以下ハ不及申ニ、高声も堅仕間敷事

一 御番所内外行儀たしなミ可申候、御門之内足輕番いねふり申間敷候

一 中間者御番所ノ内ニ置、掃除見合致させ可申事

一 たはコ外ニ被下間敷候、御番屋ニかくし給可申事

一 親類縁者たりといふとも他所之者少之間も御番所江よせ申間敷事

一 御番屋之内昼夜火之用心堅可仕事

西ノ三月廿九日

板橋三郎兵衛 木村与三右衛門 土屋文左衛門

石井平左衛門 遠藤清右衛門 奉行之者二人
内一人徒目付

大井三郎右衛門 奥貫新兵衛 横山次右衛門

中根次郎右衛門 服部猪兵衛

右侍分ハ朝食給候而替り、夕食御弁当被下候、足輕・中間ハ朝晩食替り可仕候、右御家中物頭衆三三人江戸江罷下り候而

御番所相勤申候

〔史料4〕は正保二年（一六四五）に松平（藤井）忠晴（遠江国掛川城主・三万石）が勤めた外桜田門番についての史料である。外桜田門は内郭門のひとつであり、初期の門番史料として貴重なもので、全文を紹介した。この史料は次の五つの部分からなる。

① 警備の人数とその配置

本番所に侍五人（内一人物頭）、徒二人（内一人徒目付）、次の間に足輕五人と棒十本・早繩（取繩のこと）、御門の下に足輕五人と早繩、枳形の門番所に足輕と早繩、長柄の者一五人を番所内に置いた。

② 番所の武器・その他の物品

鉄砲一〇挺、持筒二挺、弓五張、長柄一〇筋や、三道具（突棒・刺又・袖搦）などの武器のほか、提灯や行燈、掃除用具など。屏風や茶道具、煙草盆もあった。

③ 番所で「つくばい」すべき人

御三家・家門大名、閣老のほか、松平忠晴の親類が通行するときには、番所で平身低頭した。浅野光晟は忠晴室（杉原長房娘）のいとこ、松平忠国は兄、秋田俊季は忠晴妹の夫など。なお荻生徂徠はその著『政談』で、「内曲輪・外曲輪ノ御門番ヲスル士・足輕、己ガ主人ノ親類ニ下座スル謂レ無キコト也」と述べている。徂徠が『政談』を著したのは享保十二年（一七二七）であり、それより六〇年以上も前より、徂徠の批判する主人の親類への挨拶が行われていたことがわかる。

④ 番所に詰める家臣への法度書一四か条

御成の際の心得、掃除、通行者、火事・地震への留意、火の用心など。また行儀を正しくし、いねむりをしないよう、煙草を外で吸わないようなどと注意している。

⑤ 番所に詰める侍の名と交代時期

侍の名が一〇人記されているが、五人ずつ交代したのだろう。侍は朝食後交代し、足輕・中間は朝・夕交代した。後年のきまりによると、外桜田門は三〇五万石の譜代大名が勤番する門とされている。用意すべき人数・武器の数も万治三年（一六六〇）に

定められた「御城近辺御門番人数之覚書」⁽²⁰⁾の、外桜田門のそれ(馬上三人、徒侍二人、弓五張、鉄砲一〇挺、長柄一〇本、突棒一本、さすまた一本、もじり(袖搦)一本、提燈八)とあまり変わらない。開門の時間も朝六ツ時とあり、享保六年(一七二二)の「内曲輪御門」の定書と同じである。

以上、本節では寛永末年〜正保期、大手門と外桜田門に、平時、大名の勤役による門番が置かれていたことを検証した。その他の門については未詳だが、「日記」の慶安三年四月九日の記事に、「御城廻御門番所七ヶ所破損之修復之儀、小普請奉行人^江(阿部) 对馬守被申渡之」とあり、慶安四年(一六五二)四月二十九日の記事に「自然火事・地震之時、十ヶ所御門之内相通、御城へ罷出面々書付之、十ヶ所御門番へ遣之」とある。城内に入る門や内郭諸門に同様の門番が置かれていたことを窺わせる記事である。前述したように城内の門の守衛配置も、同じ頃固定化されたと考えられ、江戸城の門番制度は外郭門を除いて家光政権期にほぼ成立したとみてよいだろう。

二 消防制度の成立

幕府施設の火之番の制度や、大名の火消役については、江戸の火事と消防体制に関する研究の中でも取り上げられているが、その成立経過はほとんど明らかではない。そもそも戦国の余燼が残る近世初期において、火事というと、「敵」のゲリラ活動としての放火を想定し、防火にはそれを防ぐという意味があったと思われる。武士が火消の役を負ったのは必然だったといえる。この点をふまえ本節では、幕府の消防制度成立の意義を江戸城の火事への対応や参勤交代制との関連性などとともに検討してみたい。

家光政権初期の幕府は、治安対策とともに、新築したばかりの江戸城

の御殿、また拡大した郭内の武家屋敷や町々を火事から守るため、防火に意を用いた。

江戸時代最初の江戸城本丸御殿は、慶長十一年(一六〇六)に築かれ、その後元和八年(一六二二)に改築された。さらに家光の時代、寛永十四年(一六三七)に改築され、八月に竣工した。⁽²⁴⁾陸奥国中村藩相馬家の「御年譜」によると、同年三月二十六日、相馬義胤がはじめて殿中の火事を勤めたとある。すなわち相馬を含む東国の大名一八人が六人ずつ三組に分かれ、表1の通り、各人の役高に対し、一万石につき三〇人ずつを出している。各組の役高は一九〜二〇万石、人数は一番組が五九一人、二番組は六一五人、三番組は五八二人である。ただし当時本丸は天守と御殿の築造中で、家光は西丸にいた。⁽²⁶⁾ここでの「殿中火事番」が、工事が

表1 寛永14年 殿中火事番の人々

組		諱	城領地	役高(石)	石高	人数
一番組	秋元但馬守	泰朝	甲斐国谷村城	18,000	18,000	54
	土屋民部少輔	利直	上総国久留里城	21,000	21,000余	63
	小笠原左衛門佐	政信	下総国関宿城	22,000	22,700余	66
	相馬大膳亮	義胤	陸奥国中村城	60,000	60,000	180
	溝口出雲守	宣直	越後国新発田城	50,000	50,000	150
	本多大隈守	政遂	下野国菅川	26,000	28,000	78
				197,000		591
二番組	板倉内膳正	重昌	三河国深溝	11,000	15,000	33
	脇坂淡路守	安元	信濃国飯田城	55,000	55,000	165
	秋田信濃守(河内守)	俊季	常陸国六戸城	50,000	50,000	150
	細川玄蕃頭	興昌	常陸国谷田部	16,000	16,200余	48
	浅野内匠頭	長直	常陸国笠間城	53,000	53,500余	159
	堀 美作守	親良	下野国烏山城	20,000	25,000	60
				205,000		615
三番組	水野監物	忠善	駿河国田中城	20,000	45,000	60
	西尾丹後守	忠昭	常陸国土浦城	20,000	20,000	60
	水谷伊勢守	勝隆	常陸国下館城	47,000	32,000	141
	仙石越前守	政俊	信濃国上田城	60,000	60,000余	180
	新庄越前守	直好	常陸国麻生	27,000	27,300	81
	大関土佐守	高増	下野国黒羽	20,000	20,000	60
				194,000		582

註：『相馬藩世紀』より作成。城領地・石高等は『寛政重修諸家譜』に拠る。

表2 寛永16年本丸火事直後の警備体制

小性組	仙石大和守(久隆・4000石) 安藤伊賀守(重元・1500石)
書院番	酒井老岐守(忠重・5500石) 中根大隅守(正成・5000石)
大番	水野備後守(元綱・1万4000石余) 北条出羽守(氏重・1万石)
小十人組	室賀源七郎(正俊・1200石)組 小栗平吉(久玄・1200石)組 細井左次右衛門(勝茂)組
歩行(徒)	依田内蔵助(信重・400石)組 能瀬市十郎(頼永・1040石余)組 彦坂平六郎(重定・900石)組 大久保彦十郎(忠貞・500石)組
使番	能瀬次左衛門(頼重・3000石)
目付	宮木(城)越前守(和甫・2000石) 村越七郎左衛門(正重・1200石) 市橋三四郎(長吉・3000石)
大手御門	久世三四郎(広常・7110石余・百人組頭)
西御門	屋代越中守(忠正・安房国北条・1万石・先手鉄炮頭)
裏御門	中山勘解由(直定・3500石・先弓頭)
山里御門	阿倍四郎五郎(正之・3500石余・先弓頭)
山里後御門	依田肥前(守)(信政・2500石)
紅葉山下御門	石川主殿頭(忠總・近江国膳所城主・7万石)
坂下御門	松平越中守(宗綱・伊勢国桑名城主・11万石)
御本丸之二丸御門	近藤登之助(貞用・5450石余・先手鉄炮頭)
二丸銅御門	根来出雲守(盛正・2200石・持筒頭)
大手御門	渡邊図書(宗綱・3700石余・百人組頭)
同所冠木御門外廻共	松平(榊原) 武部大輔(忠次・上野国館林城主・11万石)
切手御門	中山五平次(勝信・500石・御裏切手番頭)
御裏御門	斎藤佐渡守(利宗・5000石・持筒頭)
梅林坂御門	酒井和泉守(忠吉・7000石・留守居)
二丸御宮御門	神谷与十郎(清正・1500石・先手鉄炮頭)
平川口御門	榊原八兵衛(正成・1500石・先手鉄炮頭)
蓮池御門	大久保勘三郎(忠良・1200石余・弓頭)
三之丸大手御門	安藤石京進(重長・上野国高崎城主・6万6600石・奏者番兼寺社奉行)
同桜田口御門	阿部对馬守(重次・武蔵国岩槻城主・5万9000石余・老中)
二丸御殿	保科肥後守(正之・出羽国山形城主・20万石)
使番	蒔田玄蕃頭(定正)
目付	野々山新兵衛(兼綱・530石余慶米200俵)

註：「江戸幕府日記」(姫路酒井家本)により作成。門の名は当時のもの。
括弧内の・知行高・役職等は『寛政重修諸家譜』に拠る。

行われている本丸区域の番か、西丸御殿の番かは定かでない。いずれにせよ後述する大名の防火役の先蹤ともいえる事例であり、注目される。⁽²⁷⁾

さて、九月に本丸新御殿に移徙した家光は、十一月、江戸惣曲輪の「夜廻りの面々」を呼んで、最近火事が無いことを褒め、今後とも精励するよう命じている。⁽²⁸⁾「夜廻りの面々」がどのような人々かここでは不明だが、江戸御曲輪内の治安・防火機能を果たしていたと思われる。一方同年十二月には、町奉行の加々爪忠澄と堀直之が、町方の消防が怠慢であるという理由で、出仕を止められている。⁽²⁹⁾町奉行は町方の消防の責任を負っていたのであろう。

寛永十六年(一六三九)八月十一日に江戸城本丸御殿が全焼した。⁽³⁰⁾火

元は奥の台所であった。家光は西丸に移り、表2の通り守衛の人々が配置された。⁽³¹⁾将軍の居所となった西丸御殿には御座敷御番として小性組二組、書院番二組、大番二組、小十人組三組、徒組四組と使番一人、目付三人が置かれた。また西丸門番として、西丸大手門・西門・裏門・山里門・山里後門に百人組や先手組を、紅葉山下門・坂下門にはそれぞれ石川忠総、松平定綱といった譜代大名を配置し、御殿を焼失した本丸の御番として、二丸門・二丸銅門・大手門・切手門・裏門・梅林坂門・二丸御宮門・平川門・蓮池門に百人組や先手組を、大手冠木門と外廻りには松平忠次、三丸大手門(内桜田門)、三丸桜田口門(外桜田門)にはそれぞれ奏者番兼寺社奉行安藤重長、老中阿部重次を置き、二丸御殿には保科正之が配された。使番・目付は一人ずつ置かれた。これは非常時の編成で、日常の守衛とは異なると思われるが、門によっては閤老・譜代大名が配置されていることに注目したい。

翌十二日には、本丸の焼け跡の消火を町奉行加々爪忠澄と堀直之、それに小性組・書院番・大番士たちが命じられて、八月二十二日まで行っている。その後十月七日、小性組・書院番・大番士たち(三〇人)が夜廻りの役を命じられている。御普請小屋を巡回するためであるが、寛永十四年の「夜廻りの面々」につながるものといえようか。夜廻りの人々は表3に見るごとく、「神田筋」と「山の手筋」と「桜田筋」に分かれ、宵と暁に分かれて巡回した。普請場の防火とともに、本丸火災後の治安維持を目的としていたのであろう。また翌日火元となった奥に「火之番」が置かれている。

ついで十月十五日、家光は秋元泰朝(甲斐国谷村城主・一万八〇〇石)・土屋利直(上総国久留里城主・二万一〇〇〇石余)・西尾忠昭(常陸国土浦城主・二万石)・細川興昌(常陸国矢田部・一万六二〇〇石余)・浅野長直(常陸国笠間城主・五万三五〇〇石余)・大関高増(下野国黒

表3 寛永16年夜廻りの人々

神田筋 (飯田町坂下より銭瓶橋誓願寺前まで)

一番	宵	水野小左衛門 (書)・正木左馬 (書)
	暁	松田善右衛門 (書)・水淵縫殿 (小)
二番	宵	柴田伝右衛門 (大)・牧野助兵衛 (大)
	暁	高木左兵衛 (書)・水野藤右衛門 (小)
三番	宵	猪飼半左衛門 (大)・岡部小次郎 (大)
	暁	三井市藏 (書)・渡部与右衛門 (書)

山之手筋 (山王より飯田町坂下まで)

一番	宵	山田清大夫 (小)・土屋半右衛門 (大)
	暁	本多丹後 (書)・遠山四郎兵衛 (大)
二番	宵	三宅半七郎 (小)・成瀬吉平 (大)
	暁	太田十左衛門 (小)・本間太左衛門 (大)
三番	宵	植村庄右衛門 (大)・八木忠三郎 (大)
	暁	北見五郎左衛門 (書)・米津彦七郎 (大)

桜田筋 (山王より銭瓶橋まで)

一番	宵	日根野長右衛門 (書)・渡部内匠 (書)
	暁	森二郎兵衛 (小)・堀甚五兵衛 (書)
二番	宵	加藤平右衛門 (大)・武藏孫之丞 (大)
	暁	中山茂左衛門 (大)・高木喜左衛門 (大)
三番	宵	石尾七兵衛 (書)・能勢小十郎 (書)
	暁	藤堂主馬 (書)・新庄右近 (書)

註：「江戸幕府日記」(姫路酒井家本)により作成。
(書)は書院番、(大)は大番、(小)は小性組の略である。

羽・二万石)の六人を呼び、火消役を勤めるよう命じた。西尾忠昭には、紅葉山の仏殿に火の粉がかかったら、人をつれて見廻るようにといいことであつた。⁽³³⁾この六人には城内の火消を担当させたとみてよいだろう。いずれも先述した寛永十四年の「殿中火事番」にその名がみられる。寛永十六年の本丸御殿の火事を機に、江戸城の防火体制が整えられていくなかで、大名役としての火消役が定着する。

十月二十九日、家光は西丸から二之丸へ移り、西丸には保科正之と石川忠総が御番として置かれた。そして閏十一月、家光は本丸普請・作事中の警衛と防火に関する様々な命令を発した。⁽³⁴⁾

その主な内容は次の通りである。

- ① 大手仮橋の番は松平乗壽(奏者番・遠江国浜松城主・三万六〇〇石余)に命じる。
- ② 御殿主(天守)下之橋の番は菅沼定芳(丹波国亀山城主・四万一〇〇石余)と西尾忠昭(常陸国土浦城主・二万石)が勤めているが、

菅沼に「御暇」を下されるので、太田資宗(六人衆・一万五六〇〇石)が加わり、勤番すること。

- ③ 本丸作事中、町奉行加々爪忠澄・堀直之が目付に加わって巡回し、御城廻り作事小屋場近辺の火事ときは、精を入れて消火に当たること。人数不足の時は小笠原忠真(豊前国小倉城主・一五万石)・牧野忠成(越後国長岡城主・七万四〇〇石余)・内藤忠興(陸奥国岩城平城主・七万石)の三大名に加勢を命じる。

- ④ 最前火消を命じた「在江戸之面々」は、火事ときの出勤、大儀である。作事中は一層精を入れて勤めるように。

- ⑤ 本丸作事中、御城近辺の火事ときは、松平忠次(上野国館林城主・一一万石)と奥平忠昌(下野国宇都宮城主・一一万石)の内、当番が、作事衆に下知し、火の用心を入念に申し付けること、人数不足のときは、門外に詰めている非番も、当番から指図次第城内へ入り、両人で万事申し付けること。

- ⑥ 本丸作事中、御城近辺の火事ときは、西丸は保科正之・石川忠総の内、当番が入念に申し付け、人数が必要ときは、西丸御門外に詰めている非番が、当番から指図次第城内に入り、両人で精を入れ申し付けること。

- ⑦ 御城廻りの火事の際、紅葉山仏殿の防火のため、森川重政(下総国生実・一万石)が出動すること。

- 大手門は修復中で、仮橋が架けられており、ここに譜代大名の門番が置かれた⁽³⁵⁾。②の天守の下之橋にも、大名役の番が置かれた。ここで大名の番役が「御暇」により変更されているが、代りに勤めたのは六人衆の太田資宗であり、参勤交代制度によるものではない。⁽³⁶⁾城廻りの作事小屋の消火は町奉行が担当し、その加勢を三大名が命じられている⁽³⁷⁾。

⑤⑥からは本丸の番は松平忠次と奥平忠昌、西丸の番は保科正之と石川忠総が、交互に勤めていたことがわかる。本丸作事中、城廻りで火事が発生した場合には、非番の方は門外に待機していて、当番の要請により城内に入り、両者で対応することとされている。本丸警衛の松平忠次は火事直後大手門の冠木門外廻りの番を担当しており、奥平忠昌の名はない(表2)。「日記」に記事は見当たらないが、忠次の著『御当家紀年録』に「その後、御座を二丸に移さる。命あり、大手方松平式部大輔忠次、裏門方奥平美作守忠昌これに勤番す。その外松平越中守定綱・石川主殿頭所々これを警衛す。その後式部大輔富士見丸これを勤む」とある。家光が二丸に移り、諸番に異動があったのであろう。⑦の城廻りの火事の際、紅葉山仏殿の防火を命じられた森川重政は、前出の西尾忠昭の加勢であろう。本丸火事の後の普請の最中、所々で火事が頻発していた。④は十月十五日任命の六人の火消役のことであるが、これに加えて、各所に大名を配し、城廻りの火事に備えたのである。

翌十七年、本丸御殿が再建されると、幕府は殿中の防火に力を入れ、本丸御台所に御徒、二丸に小十人組を詰めさせ、御広間坊主に火の元を昼夜見廻らせた。また十八年には火之番(表火之番)を補充している。しかし江戸の火事はその後も頻繁に起った。十八年正月二十九日に桶町から出火した火事は、町屋九七町一九二四戸、侍屋敷二二〇軒、同心屋敷五六軒を焼き、町人数百人が焼死する大火となり、消火を指揮していた大目付加々爪忠澄は殉職した、火消役相馬義胤は落馬したという。その相馬と仙石政俊(信濃国上田城主・六万石余)・脇坂安元(信濃国飯田城主・五万五〇〇石)・溝口宣直(越後国新発田城主・五万石)の四大名は同年五月、御暇のため登城し、家光に日頃の精勵を労われた。寛永十六年に任じられた大名の勤役としての火消役は、その後大名の参勤・御暇に併せて交代し、江戸城内外の防火・消火を継続的に

表4 寛永20年9月の大名火消

隊	氏名	諱	城領地	石高	人数
一隊	水谷伊勢守	勝隆	備中国松山城	50000	150
	伊東大和守	祐久	日向国飢肥城	54000余	162
	亀井能登守	茲政	石見国津和野三本松城	43000	129
	松平市正	英親	豊前国高田城	32000	96
	計			179000余	537
二隊	加藤出羽守	泰興	伊予国大洲城	60000	180
	京極刑部少輔	高和	播磨国館野	60000	180
	秋月長門守	種春	日向国高鍋城	30000	90
	松平美作守	定房	伊予国今治城	30000	90
	計			180000	540
三隊	有馬左衛門佐	康純	日向国延岡城	50000	150
	稲葉淡路守	紀通	丹波国福智山城	45700	137
	木下左兵衛	俊治	豊後国日出城	25000	75
	青山大膳亮	幸利	摂津国尼崎城	48000	144
	計			168700	506
四隊	稲葉能登守	信通	豊後国白杵城	50060余	150
	古田兵部少輔	重恒	石見国浜田城	55000	165
	九鬼大和	久澄	摂津国三田	36000	108
	井上河内守	正利	遠江国横須賀城	47500	142
	計			188560	565

注:『徳川実紀』寛永20年9月27日条をもとに作成。

担当していたことがわかる。

寛永二十年(二六四三)九月、大名による火消制度はさらに拡充、制度化されていく。一六人の大名が四組に分けられ、一万石につき三〇人の人数を出し、一組一〇日ずつ交代で勤めることとされた。表4は『徳川実紀』の記事をもとに作成したものである。一六人の大名は、領知高では二万五〇〇〇石から六万石までで、ほとんどが城持である。以前の事例と異なり、西国、とくに中国・四国・九州の大名が多い。各組の石高は一七〜八万石、出す人数は五〇〇人余りと平均している。

この制度は以後基本的に維持されたが、人数・組数は変動した。すなわち、翌寛永二十一年には、「火消之役人之内、就交替 御暇被下面々依有之、今日改被仰付」として、一番は松平英親(豊後国高田城主・三万二〇〇〇石)・相馬義胤(陸奥国中村城主・六万石)・遠藤慶利(美濃

国八幡城主・二万七〇〇〇石)、二番は青山幸利(讃岐国丸亀城主・四万八〇〇〇石)・溝口宣直(越後国新発田城主・五万石)・九鬼隆季(丹波国綾部・二万石)、三番は松平定房(伊予国今治城主・三万石)・水谷勝隆(備中国成羽・五万石)・杉原重長(但馬国豊岡・二万五〇〇〇石)・土方雄次(陸奥国窪田・二万石)が任じられたが、人数は一〇人となり、組数は三組になっている⁽⁴⁴⁾。そのため各組の石高は一一〜一二万石に減じている。また留任は松平英親と青山幸利だけで、他は交代している。

同年七月にも入れ替わりがあり、一番は青山幸利・菅沼定昭(丹波国亀山城主・三万八〇〇〇石)・土岐頼行(出羽国上山城主・二万五〇〇石)、二番は相馬義胤・新庄直好(常陸国麻生・二万七三〇〇石余)・内藤政晴(陸奥国高槻・二万石)・土方雄次、三番は溝口宣直・松平忠昭(豊後国高松・二万二〇〇〇石)・杉原重長・九鬼隆季と新規の人を加え、人数は一人、各組の石高は一二〜三万石になっている。その後「日記」には連年大名の火消役補任あるいは交代の記事があり、三番制が定着したことが知られる⁽⁴⁶⁾。

しかしながら大名の火消役は、参勤交代により、あるいは在番や勅使饗応役を命じられて交代するケースも⁽⁴⁷⁾あり、システムとしては流動的で不安定であった。その任務は「江戸中火事之節、其場江人数相列火ヲ消し可申⁽⁴⁸⁾」とあるように、もはや狭義の江戸城の消防のみならず、江戸中の防火・消火が期待されていたが、現実には頻発する火事には対応しきれなかったといえよう⁽⁴⁹⁾。

以上、本節では、家光政権期、幕府の消防組織が大名の勤役を中心に整えられていく過程を述べた。それはいく度かの火事を経て、防火制度が軍事防衛的な「番」から独立する形で生み出されていった過程であった。

おわりに

江戸城とその城下の防衛体制をトータルに検討しようという意図のもと、本稿では家光政権期の江戸城の門番制度と、消防組織の成立過程を検討した。その内容をまとめると、門番制度については、大手門や内曲輪門に門番が常設されたのは寛永末年〜正保期であったこと、正保二年の外桜田門番は、勤番大名の格式、警備の人数、備えるべき武器、門番の仕事、親類に下座する慣習まで、後年と同様であったこと、幕府の番方(旗本)が警備していた城内の門も、その配置は後年の制度とおよそ同じであったことなどを明らかにした。以上の検討の過程で、幕府にとっての重要な儀礼日、大手門番は、普段の大名の門番に代わり幕府の番方が勤めていたという興味深い事実が判明した。

消防制度の成立過程については、家光政権初期、江戸御曲輪内の治安・防火は番士(旗本)たちの「夜廻り」や町奉行により担われていたが、寛永十六年の本丸火災を機に、江戸城の防火体制が整えられていくなかで大名の勤役としての火消制度が確立したことを明らかにした。ただし大名の火消役は、参勤交代などにより交代することを前提にしており、その役割は江戸城のみならず江戸中の防災を期待されていたにもかかわらず、頻発する火事には対応しきれなかったことを指摘した。

武士の役である軍事・防衛機能Ⅱ番の中に元来「敵」の戦術としての放火を防ぐ役割が含まれていることは本文中でもふれた。上洛や、日光社参の留守を勤める人々にその心得を示した「留守条目」にも変事・火事への対応が必ず明記されている⁽⁵⁰⁾。後年に至っても江戸城門番は郭内の出火に駆けつけることを義務付けられていた⁽⁵¹⁾。すなわち家光政権期の火消制度は、度々の大火を経て、防火が包括的な「番」から特化して、そのための独立的な組織を生み出していく過程としてとらえることができ

る。従来、門番・火之番の始まりが曖昧だったことについては、以上のよう説明しておきたい。

江戸城とその城下の防衛体制に関し、今後検討すべき課題は多い。將軍留守の間の警衛体制、事件・異変のさいの幕府の対応はもとより、海・河川の警備、物資輸送、町方・在方との関係等も防衛の問題と関わる重要な課題である。

〔註〕

- (1) 大坂城に関しては、小野清『大坂城誌』（静修書屋、一八九九年、のち名著出版より刊行、一九七三年）。岡本良一編『大坂城の諸研究』（名著出版、一九八二年）をはじめ多数。近年には、大阪城天守閣が城代・定番・加番の記録を次々刊行している（徳川時代大坂城関係史料集）。大坂加番については筆者も「大坂加番制について」（徳川林政史研究所研究紀要）昭和四十九年度、一九七五年）等で大名勤役としての性格や実態を考察している。駿府城の守衛に関しては、寺田登「駿府城代について」（『地方史静岡』四、一九七四年）がある。
- (2) 池上彰彦「近世火消制度の成立と展開」（『江戸町人の研究』第五巻、吉川弘文館、一九七八年）、岩淵令治「江戸消防体制の構造」（『関東近世史研究』五八、二〇〇五年）。
- (3) 「江戸幕府職制の成立過程―初期留守居の補任者と職務内容の検討―」（『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年）。
- (4) 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉」（『関東近世史研究』四二、一九八八年）。
- (5) 市川寛明「江戸城大手門の警衛と人宿」（『東京都江戸東京博物館研究報告』一四、二〇〇八年）。
- (6) 岩淵令治『江戸武家地の研究』（塙書房、二〇〇四年）所収「Ⅱ 都市居住者としての役」。
- (7) 近年においては、小宮山敏和「近世前期における江戸城の留守体制」（『日本歴史』七四八、二〇一〇年）が、譜代大名の役割を中心に將軍不在時の江戸城の管理体制について検討している。また岩淵令治「泰平の世の「番」（『江戸の危機管理』新人物往来社、一九九七年）、「江戸の治安維持と防備」（『歴史と地理』一三二、二〇一〇年）、「江戸城警衛と都市」（『日本史研究』五八三、二〇一二年）が、平時における都市江戸と江戸城の警衛実態を明らかにしている。

(8) 完成した江戸城とその城下は、狭義の「城内」、内堀に囲まれた「内曲輪」、外堀に囲まれた「外曲輪」、および「郭外」の四つの区域に分けられた。そしてそれぞれの区域を橋と城門が繋いでいた（拙稿「江戸城門の内と外」（『東京都江戸東京博物館研究報告』一二、二〇〇六年）。江戸の防衛を検討しようというとき、まずはこの空間的特徴を念頭に置いておくことが必要であると考ええる。

- (9) 前掲註（4）論文。
- (10) 『新編千代田区史』第三章第二節、江戸城の再建（一九九八年）。『万治年録』万治二年九月朔日条によると「外曲輪御門只今迄御番無之付而御門番被仰付面々」として虎御門など一箇所に二人ずつの門番を配置した。
- (11) 以下の諱・役職・知行高は『新訂寛政重修諸家譜』（以下『寛政譜』（続群書類従完成会）に拠る。
- (12) 役職不明。『寛政譜』には「寛永八年騎馬の与力五人、歩行同心三十人をあづけらる」とある。
- (13) 『寛政譜』には「寛永」八年与力二十五騎、鉄炮同心百人をあづけられ」とある。
- (14) 寛永二十一年は十二月に正保と改元され、正保五年は二月に慶安と改元される。本稿の年号表記は引用史料にもとづく。
- (15) 寛永二十一年六月二十五日には松平定綱が、七月十二日には本多政勝が勤番している。後年の史料（『江戸城大手動向控』）によると、大手門番には一〇万石級の譜代大名が二人ずつ任命され、一〇日目毎、交代で勤務したことが知られている（前掲拙稿「江戸城門の内と外」）が、これと類似する形を見出すことができる。
- (16) 「柳営秘鑑」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』）。

- (17) 「正保二酉年 忠山公 外桜田御門番被蒙 仰一件」(上田市立博物館所蔵)。
- (18) 『政談』(岩波文庫) 卷之四。
- (19) 「柳営秘鑑」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』)。
- (20) 『万治年録』(『江戸幕府日記』第一編之二、野上出版)。万治三年十二月条。
- (21) 『御触書寛保集成』八四七。
- (22) なお、家光は寛永十一年に上洛し、日光へも前後六回出かけ、江戸を留守にしている。その際諸門に守衛を置いたが、とくに寛永十九年の日光社参のさいには、内郭の諸門に各二名、外郭の諸門に各一名の番を置いた(『日記』寛永十九年四月三日・八日・九日条)。寛永末年に成立した内郭門の門番制度はこのときの日光社参時の番役を常設化したものともみられる。
- (23) 前掲註(2) 論文。
- (24) 家光は新御殿が華美に過ぎるとし、その部分を壊させ、その後移徙した。
- (25) 『相馬藩世紀』第一(続群書類従完成会) 五二〜三頁。
- (26) 『御当家紀年録』等によれば、本丸作事により家光は正月十四日に西丸に移っている。本丸御殿の鉄初め・手斧初めは二月八日に行われた。
- (27) なお大名の防火役に関しては、「営中御日記」寛永六年五月十五日条(『古事類苑』官位部三、一七〇一頁)に「今度諸大名御暇二付、火之番代り被仰付候、大名十余輩、一万石三十人之積リヲ以、火消之者召連、火事場可出旨、上意之趣信濃守(永井尚政) 伝之」とあるが、参勤交代の制度はまだ確立されておらず、疑問である。小宮木代良氏は「営中御日記」を幕末に偽作されたものと推定している(『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、二〇〇六年、一〇五頁)。大名火消の始期については、寛永十四年の場合を含めさらなる検討が必要である。
- (28) 「日記」寛永十四年十一月十二日条。
- (29) 「日記」寛永十四年十二月十二日条。
- (30) この火災の消火活動については、『新訂寛政重修諸家譜』(第一、二九九頁)の松平定綱の譜に、「(寛永)十六年八月本城火災あるの時、すみやかに手勢をひきゐて大手にいたる。すでに梅林坂の櫓火か、りしかば、井伊直孝酒井忠勝等が指揮にしたがひ、其多門数十間を引こぼち、またはね橋門をも防ぎて粉骨をつくす」とあり、定綱があたかも戦場における働きのごとく消火に尽力したことが記されている。寛永二十一年六月の段階で定綱が大手下馬御門の番を勤めていたことは第一節で述べたが、寛永十六年八月当時より大手の番であった可能性もないとはいえない。
- (31) 「日記」寛永十六年八月十一日条。
- (32) 「日記」寛永十六年十月七日条に次のようにある。
- 一 御小性組之内七人、御書院番之内八人、大御番之内十五人、夜廻之役被 仰出、是今度御普請付而方々小屋数多之間、為可見廻也、阿部豊後守・三浦志摩守於茶之間上意之旨伝之、此以前被 仰付衆中一同二申渡之、
- また翌八日条に、「奥方火之番二九人被 仰付之旨老中被申渡之」とある。
- (33) 「日記」寛永十六年十月二十五日条。「西尾丹後守儀、火事之刻、紅葉山 御仏殿火のこ参候者、人を召列、見廻可申之旨被仰出之云々」とある。
- (34) 「日記」寛永十六年閏十一月十三日・十四日条。
- (35) 位置不明。北桔橋のことか。
- (36) 譜代大名の在江戸交代制は寛永十九年五月十三日に定められた。
- (37) 『訊注日本史料 御当家紀年録』(集英社、一九九八年) 七三九頁。
- (38) 「日記」寛永十六年十月十七日条に「今度御普請之砌、所々方々火事出来付而、町中火事之儀、仰出之趣両町奉行二伊豆守・豊後守・対馬守申伝之」とある。
- (39) 「日記」寛永十七年六月六日条。
- (40) 「日記」寛永十八年四月十四日条。
- (41) 「日記」寛永十八年正月晦日条。
- (42) 『訊注日本史料 御当家紀年録』(集英社、一九九八年) 七六三頁。
- (43) 「日記」寛永十八年五月十二日条。

- (44) 「日記」寛永二十一年五月四日条。
- (45) 「日記」寛永二十一年七月朔日条。
- (46) 「日記」正保二年五月十六日、六月十二日、正保三年四月二十日、六月二十二日、正保四年六月二十七日、十二月五日、正保五年(慶安元年)二月二十三日、慶安二年六月朔日、慶安三年四月七日、六月二十七日、慶安四年四月二十八日の各条参照。
- (47) 「日記」正保三年六月二十二日、慶安四年五月二十三日条。
- (48) 「日記」寛永二十一年七月朔日条。
- (49) 参勤交代によって変更されることのない定火消が設置されたのは明暦の大火後である。
- (50) シンポジウム「江戸と江戸城」では、上洛・日光社参、御成など、将軍留守中の防衛体制の問題も組み込んで報告したが、紙幅の都合により本稿では割愛せざるを得なかった。別稿を予定している。
- (51) 「江戸城大手動向控」(江戸東京博物館蔵)。